

市川市中小法人等事業継続支援金給付事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、臨時的な給付措置として中小法人等事業継続支援金を給付する事業を実施することにより、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大に伴う影響により収入が減少した中小法人等を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人等事業継続支援金 前条の目的を達するために、本市が贈与する給付金をいう。
- (2) 給付対象者 別表第1の定めるところにより中小法人等事業継続支援金が給付される者をいう。
- (3) 中小法人等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者、これと同程度の規模を有する特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に規定する公益法人等に該当する法人をいう。）（以下これらを「特定非営利活動法人等」という。）その他市長が適当と認めるものをいう。
- (4) 事業収入 中小法人等に係る売上金額から寄附金、補助金、金利その他の収入の額を控除した額をいう。ただし、中小法人等である個人にあっては売上金額を給与所得又は雑所得とする場合を含み、特定非営利活動法人等にあっては法人の事業活動による収入（国又は地方公共団体からの受託事業による収入等を含む。）、受取寄附金、受取補助金等による収入を含むものとする。

(5) 開業等 中小法人等の設立又は開業をいう（中小法人等である個人が新たに法人を設立する場合を含む。）。

(6) 事業承継等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第11項に規定する事業承継等をいう。

（中小法人等事業継続支援金の給付）

第3条 本市は、給付対象者に対し、この要綱の定めるところにより、中小法人等事業継続支援金を給付する。

（中小法人等事業継続支援金の給付額）

第4条 中小法人等事業継続支援金の額は、一の給付対象者につき別表第2に定める額とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 中小法人等事業継続支援金の申請受付開始日は、令和3年12月1日とする。

2 中小法人等事業継続支援金の申請期限は、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、令和4年1月31日とする。

（申請及び給付の方式等）

第6条 中小法人等事業継続支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小法人等事業継続支援金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書・同意書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 中小法人等事業継続支援金の申請及び給付は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないときその他次に掲げる方式による給付が困難であるときは、市長が適当と認める方式により行うことができる。

(1) 郵送申請方式（申請者が申請書を郵送により本市に提出し、本市が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

- (2) 電子申請方式（申請者が電子情報処理組織（市の執行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用し、申請を行い、本市が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

（代理による申請）

第7条 申請者の代理人として前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 当該申請者の指定した者であると認められる者

(2) 法定代理人

2 代理人が中小法人等事業継続支援金の申請をするときは、中小法人等事業継続支援金の申請及び請求を代理人に委任する旨を記載した委任状を市長に提出しなければならない。

3 市長は、代理人による申請があったときは、当該代理人に本人確認書類の写し等を提出させること等により代理人が当該代理人本人であることを確認するとともに、代理権限を証する書類の写し等により代理権を確認するものとする。

（給付の決定）

第8条 市長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、中小法人等事業継続支援金の給付の可否を決定し、中小法人等事業継続支援金給付可否決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前2条の規定による申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等によりその内容に関し調査を行うことができる。

（中小法人等事業継続支援金の給付等に関する周知）

第9条 市長は、中小法人等事業継続支援金を給付する事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、

本市のウェブサイトへの掲載その他の方法により、住民に対し周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 10 条 給付対象者が第 5 条第 2 項に規定する申請期限までに中小法人等事業継続支援金の申請を行わなかったときは、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、当該給付対象者が中小法人等事業継続支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第 8 条第 1 項の規定により中小法人等事業継続支援金を給付する旨の決定をした後、申請書等の不備により中小法人等事業継続支援金の振込みができない場合等において、本市が中小法人等事業継続支援金を給付できるようにするため申請者等への確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われないことその他給付対象者の責に帰すべき事由により、令和 4 年 2 月 28 日までに中小法人等事業継続支援金の給付ができなかったときは、中小法人等事業継続支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第 11 条 市長は、中小法人等事業継続支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により中小法人等事業継続支援金の給付を受けた者に対し、給付した中小法人等事業継続支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による返還請求は、中小法人等事業継続支援金返還請求書（様式第 4 号）により行うものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 12 条 中小法人等事業継続支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年１２月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第５条及び第１０条第２項、別表第１給付対象者の表第１項第３号ア及び同表第２項第２号並びに様式第１号及び様式第２号の規定は、令和３年１２月１日以後の申請に係る中小法人等事業継続支援金について適用し、同日前の申請に係る中小法人等事業継続支援金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第５条第２項に規定する申請期限内に申請がされなかったことについて市長がやむを得ない事由があると認める者に係る中小法人等事業継続支援金については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第５条第２項中「令和３年１１月３０日」とあるのは「令和４年１月３１日」と、改正前の第１０条第２項中「令和３年１２月２８日」とあるのは「令和４年２月２８日」と読み替えるものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

給付対象者

1 中小法人等事業継続支援金は、次に掲げる要件の全てに該当する者に対して給付する。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が減少した者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 平成 31 年 1 月 1 日前から事業を行っている者にあつては、令和 3 年 9 月又は 10 月（以下「対象月」という。）の月間の事業収入の額が、当該対象月の属する年の前年又は前々年のいずれかの年（以下「基準年」という。）における当該対象月と同じ月の月間の事業収入の額に 100 分の 80 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以下であること。

イ 平成 31 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に開業等又は事業承継等をした者にあつては、対象月の月間の事業収入の額が、当該開業等又は事業承継等をした年の月平均事業収入の額（その年の年間の事業収入の額を当該開業等又は事業承継等をした日の属する月からその年の 12 月までの月数で除した額をいう。）に 100 分の 80 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以下であること。

ウ 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に開業等又は事業承継等をした者にあつては、対象月の月間の事業収入の額が、令和 3 年の月平均事業収入の額（同年 1 月から同年 3 月まで間の事業収入の額を当該開業等又は事業承継等をした日の属する月から同年の 3 月までの月数で除した額をいう。）に 100 分の 80 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以下であること。

エ 平成31年1月1日前から事業を行っている中小法人等である個人が青色申告書以外の申告書により確定申告を行っていること等により、基準年の1か月当たりの事業収入の額を確認することができない場合にあっては、対象月の月間の事業収入の額が、基準年の月平均事業収入の額（基準年の年間の事業収入の額を12で除した額をいう。）に100分の80を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以下であること。

オ 平成31年1月1日前から事業を行っている特定非営利活動法人等が基準年の1か月当たりの事業収入の額を確認することができない場合にあっては、対象月の月間の事業収入の額が、基準年の月平均事業収入の額（基準年の年間の事業収入の額を12で除した額をいう。）に100分の80を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以下であること。

カ その他アからオまでに準ずる要件として市長が認めるものに該当すること。

(4) 中小法人等事業継続支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。

(5) 納期限が到来した市税を完納している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、中小法人等事業継続支援金を給付しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症によらない理由により前項第3号に掲げる要件に該当することとなった者

(2) 都道府県により、令和3年9月以降に実施された営業時間短縮要請に伴う協力金の対象となる者

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者又は社会保険の被扶養者

(4) 法人税法別表第1に規定する公共法人

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第 1 2 2 号) に規定する性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者

(6) 宗教上の組織又は団体

(7) 政治団体

(8) 市川市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者

(9) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者

(10) その他市長が適当でないと認める者

別表第 2（第 4 条関係）

中小法人等事業継続支援金の額

- 1 一の給付対象者に対する中小法人等事業継続支援金の額は、別表第 1 第 1 項第 3 号に掲げる要件を満たす対象月（同号カに該当する者にあつては、市長が適当と認める月とする。）（以下「給付月」という。）の数に 50,000 円を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象月が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合にあつては、当該対象月は、給付月としないものとする。
 - (1) 国が実施する緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の給付の対象となる月であること。
 - (2) この要綱の規定により中小法人等事業継続支援金の給付を受けた対象月であること。